

★浮間地域振興室

☎3960-0047 休務日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

地域コミュニティ活動の支援をする事務所です。
簡単な打合わせや印刷などができますのでご利用ください。

●活動コーナー・会議室

- ・利用対象者：登録団体
(詳しくは浮間地域振興室までお問い合わせください。)
- ・使用料：無料(ただし、印刷機、コピー機等の利用は実費負担)

★浮間高齢者あんしんセンター

☎3558-3689 休務日：日曜日・年末年始

浮間高齢者あんしんセンターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、福祉・介護・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支えるための機関です。

1. 高齢者とその家族のみなさんの総合相談窓口です。
2. 高齢者のみなさんが自立して生活できるように支援します。
3. 高齢者のみなさんをさまざまな方面から支援します。
4. 高齢者のみなさんの権利を守ります。

【利用時間】午前9時～午後6時

【担当地域】浮間1～5丁目

*ご相談は無料です。お気軽にご相談ください。

お願い

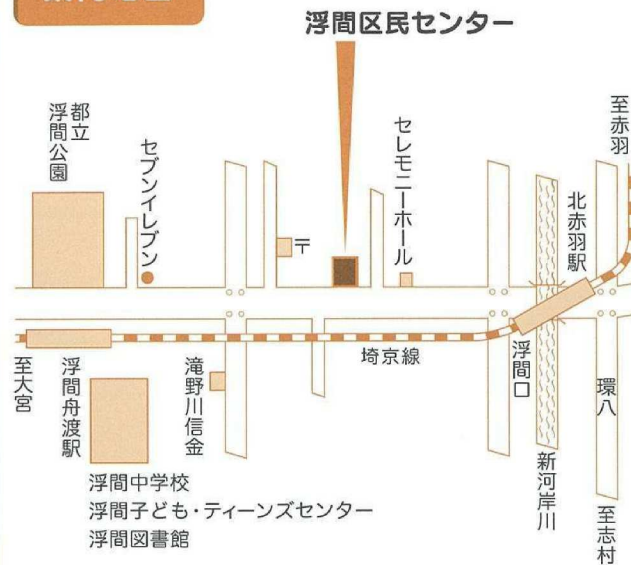
- *自動車でのご来館はご遠慮ください。
- *火気には十分注意し、必ず安全を確認してください。
- *館内の秩序を乱したり、乱すおそれのある場合は入館を禁じたり、退館していただく場合があります。
- *施設の破損があった場合は、速やかに職員に申し出てください。
- *ごみは各自お持ち帰りください。
- *その他不明な点は職員におたずねください。

施設概要

●開設 昭和51年12月1日

・敷地面積	888.47㎡	・構造	鉄筋コンクリート造
・延床面積	1,218.32㎡		
{ 浮間ふれあい館	688.95㎡		
{ 浮間地域振興室	40.50㎡		
{ 浮間高齢者あんしんセンター	43.40㎡		
{ 共用面積	445.47㎡		

案内地図



●交通

- ・JR 埼京線「北赤羽駅」(各駅停車) 浮間口下車 徒歩10分
- ・JR 埼京線「浮間舟渡駅」(各駅停車) 下車 徒歩12分



東京都北区立浮間区民センター

〒115-0051 東京都北区浮間2丁目10番2号

☎3965-5271 (浮間ふれあい館)

☎3960-0047 (浮間地域振興室)

☎3558-3689 (浮間高齢者あんしんセンター)

北区立

浮間 区民センター



ごあんない

- ★浮間ふれあい館
- ★浮間地域振興室
- ★浮間高齢者あんしんセンター

★浮間ふれあい館

☎3965-5271 休館日：年末年始

集会コーナー

集会や会議、趣味の会合などにご利用ください。

●使用申込

ご使用になる日の3か月前から受付します。(区外の方は2か月前) 直接ふれあい館事務室(センター1階)においてになり、備えつけの「使用申請書」によりお申込みください。

●施設及び使用料

区内の方と区外の方で使用料が異なります。(別紙参照)

※北区民の方は申請時にご本人のお名前・住所が確認できるもの(免許証・保険証等)が必要となりますので、恐れ入りますがご持参いただきますようお願いいたします。

* 使用料は申込時に前納していただきます。

* 規則により、使用料の免除・減額のできる場合があります。

* 当日他に使用申込みのない場合に限り使用延長できます。

超過時間1時間未満(30分未満は切り捨て)のときは規定使用料の2割、1～2時間未満は5割、2～3時間未満は8割となります。

* 第1・第2・第3和室は夜間のみ集会コーナーになります。

●使用上の注意

1. 使用開始前に必ず「使用承認書」をふれあい館受付にご提示ください。
2. 使用者が「使用承認書」を他人に譲渡したり、転貸することは禁止されています。
3. 物品の陳列、販売その他営利を主な目的として使用することは禁止されています。
4. 使用時間には、準備と後片付けの時間も含まれますのでお守りください。
5. 使用目的以外に使用したときは退室していただく場合があります。
6. 使用者は、使用を終了したときはすみやかに設備を原状に戻して職員の点検を受けてください。
7. 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たときは、使用料の5割を還付いたします。

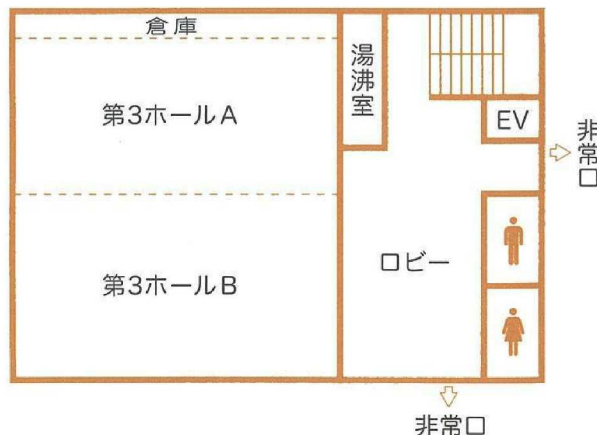
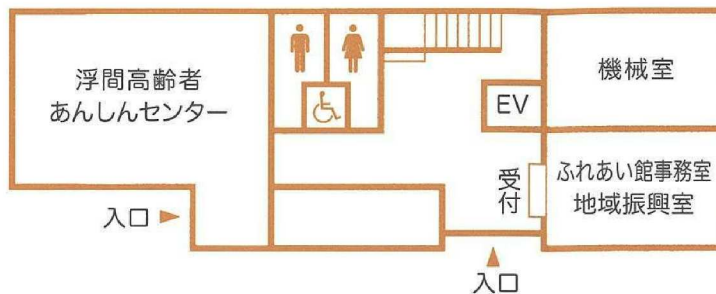
高齢者福祉コーナー

高齢者の方のレクリエーションや憩いの場としてご利用いただくコーナーです。

ご利用に際しては、緊急連絡カード(老人いこいの家利用証と兼用)をお持ちください。なお、緊急連絡カードはふれあい館事務室で発行いたします。

- 施設 …………… 第1・第2・第3和室
- 利用者 …………… 原則として60歳以上の方
- 利用時間/料金 …… 午前9時から午後4時まで/無料

施設案内図



- 第1和室 } 二間続けて使用可能
- 第2和室 }
- 第3和室 }
- 第1ホール } ワンフロアとして
- 第2ホール } 使用可能

- 第3ホール (AとBに分割使用可能)